

令和5年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業 運営方針（案）

1 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域共生社会の実現を目指し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

2 基本的な視点

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

- (1) 総合性…高齢者等の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ。
- (2) 包括性…介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。
- (3) 継続性…高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する。その際、現在の継続性のみならず、過去、現在、未来の時間軸で高齢者の生活の継続性をみる必要がある。
- (4) 予防性…地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をする。

3 事業計画

地域包括支援センターは、4月15日までに、地域の実情に応じた事業計画書を作成し、提出する。

4 事業報告及び評価

地域包括支援センターは、市の指定する日までに、地域ケア会議に関する報告書、認知症の取組に関する報告書、地域活動充実事業報告書、委託業務完了報告書及び地域包括支援センター事業運営評価シートを作成し、提出する。

5 事業内容

(1) 「包括的支援事業」

- ① 総合相談支援業務…地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握等がある。また、業務を行うにあたり、本人及び家族を介護する者のニーズを踏まえ、地域共生社会の観点に立った支援の実施に留意する。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行う。

② 権利擁護業務…権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。事業内容としては、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援などである。

また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、相談者の属性や世代に関わらず、権利擁護を目的とするサービスや制度の利用ニーズを有していると考えられる場合は、適切な支援へのつなぎを行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員に対するサポートを行う。

④ 認知症総合支援事業…認知症の人及びその家族の意向の尊重を前提に、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制を構築する。また、地域の実情に応じて、認知症の理解の促進を図るとともに、予防と共生を車の両輪とした認知症施策の推進を図る。

(2) 「多職種協働による地域包括支援ネットワーク」

介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるように環境整備を行う。

地域包括ケアの構築のための一つの方法として、地域ケア会議を開催する。

(3) 「地域包括支援センターの人材育成事業」

基幹型地域包括支援センターは、委託先の地域包括支援センターの総合調整及び統括支援、地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援、地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の推進を行う。

(4) 「その他の事業」

前に掲げる事業の他に、地域支援事業の任意事業(介護保険法第115条の45第3項)及び厚生労働省が定める事業(介護保険法第115条の45第2項第4号～第5号)のうち、必要な事業を行う。

6 運営体制

(1) 「設置体制」

基幹型地域包括支援センター(市直営)1か所と委託型地域包括支援センター13か所を設置する。

(2) 「基本視点」

① 公益性…地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行

政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う必要がある。特定の事業者等に不当に偏ったような活動があってはなりません。運営費用は、国・地方公共団体の公費や市民の介護保険料によって賄われていることを十分に認識したうえでの活動が求められる。

- ② 地域性…地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、それだけに各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う必要がある。このため、地域包括支援センター連協議会や地域ケア会議をはじめ、さまざまな場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、それらを日々の活動に反映させるとともに、地域が描開ける課題の解決に接触的に取り組んでいくことが重要である。
- ③ 協働性…保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の職員が配置されている。各職員が自らの担当業務を狭くとらえ、縦割りに陥ることなく、業務の理念・基本的な骨格といったものを理解したうえで、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチが必要である。

7 職員の配置

地域包括支援センターには次の職員を配置する。

なお、地域包括支援センター職員配置については、茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例が示す地域包括支援センターの設置運営に関する基準を遵守すること。

(1) 管理責任者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理責任者を1名配置する。

管理責任者としての業務に支障のない範囲で、他の業務を兼ねることができる。

(2) 包括的支援事業担当者

- ① 保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員を各1名以上、常勤、専従で配置する。ただし、管理責任者を兼務することができる。
- ② ①に掲げる職員の他、保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員のいずれかの職員を常勤換算で1名以上配置する。
- ③ ①、②に掲げる職員のうち、認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を1名以上配置する。

(3) その他の職員

(1)(2)に掲げるもののほか、必要に応じて事務員等の職員を配置することができる。

職員の変更やこれ以外に職員を配置する場合は、速やかに変更届を提出すること。

8 担当地域

別表のとおり

9 事業の実施日等

(1) 窓口開所日

(委託型地域包括支援センター)

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始及び祝日は委託先法人の規定に準ずること。

(基幹型地域包括支援センター)

月曜日から金曜日まで。ただし、12月29日から1月3日及び祝日は休業日とする。

(2) 窓口開所時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) その他

規定に関わらず、業務時間外であっても地域の住民、関係団体の会議等がある場合には可能な限り出席するものとする。

10 利用料

地域包括支援センターの利用料は、無料とする。

11 経理

地域包括支援センター運営事業にかかる経費と他の事業にかかる経費については明確に区分し、会計管理を行うものとする。

12 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する地域住民の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、第三者に漏洩することのないように、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。

事業の実施にあたっては、個人情報保護法、介護保険法の秘密保持義務及び茅ヶ崎市個人情報保護条例が定める基準の内容を遵守する。

13 苦情対応

苦情対応については、苦情対応マニュアル等を作成し、全職員が速やかに対応できるようにする。

苦情・要望等が出た場合は、真摯に受け止め組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携する。苦情・要望等は記録の上職員間で共有し、市に連絡すべき案件は速やかに連絡する。

14 災害時対応

災害時対応ガイドライン（地域包括支援センター）に基づき、市と連携・協力して対応する。

15 その他

新型コロナウイルス感染症等の蔓延状況を踏まえ、感染防止対策を講じながら、事業を実施する。